

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	事務局回答
1	10	第3章	3	(2)	ア(ア)	「建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。」とありますが、会社で許可を受けていればよいと理解してよろしいでしょうか。	会社（本社）で一級建築士事務所の登録を行っているのであれば、本社からの委任に基づき、営業や契約の相手方となる支店において、一級建築士事務所の登録は求めませんが、その者の所属は本社であることとします。
2	11	第3章	3	(2)	イ(ア)⑤	監理技術者の専任配置期間は、国交省発行（令和5年9月）の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」に記載されている通りの配置期間であり、現場施工に着手するまでの期間や工場製作のみが行われている期間は常駐義務が緩和されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで問題ありませんが、常駐義務が緩和される期間においても、本事業に関する当組合からの質問等の要求に対して、即時対応できるよう配慮を求めます。
3	11	第3章	3	(2)	イ(ア)⑤	入札参加資格申請から現地着工まで期間があるため、監理技術者を変更する可能性があります。様式第5号で提出する者と着工時に配置する監理技術者は、変更できるものと理解してよろしいでしょうか。	組合がやむをえないと判断する場合には認めます。
4	11	第3章	3	(2)	ウ(ア)②	「運転管理業務の受託実績を元請けで2件以上有すること」とありますが、運転管理業務とは焼却施設の運転・維持管理（補修等）・用役管理など施設の包括管理運営業務の受託実績を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありませんが、いずれかのみの受託実績である場合には、内容を聞き取りした上で判断することとします。
5	12	第3章	3	(2)	ウ(イ)②	「運転管理業務実績を元請（入札参加者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること」とありますが、運転管理業務とはリサイクル施設の運転・維持管理（補修等）・用役管理など施設の包括管理運営業務の受託実績を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありませんが、いずれかのみの受託実績である場合には、内容を聞き取りした上で判断することとします。
6	12	第3章	3	(3)	イ	「構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者」は入札参加者となることはできませんが、構成市町のいずれかにおいて、「焼却施設」では「清掃施設工事業」の登録がなされ、リサイクルプラザでは「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の登録がなされていれば、本事項における入札参加者としての資格要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
7	15	第3章	4	(6)	提出書類	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出について、「紙ファイル等の簡易なファイルに綴じて提出すること」とありますが、要件を満たしていれば、ファイルサイズや折り方等の綴じ方は事業者にお任せいただいてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
8	16	第3章	4	(9)	入札書及び提案書の受付	「様式第18号委任状（開札の立会い）」について、記載の通り、令和7年8月上旬に予定されている開札時に提出し、「入札書及び提案書」の提出時に持参する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
9	16	第4章	4	(9)	入札書及び提案書の受付	入札書及び提案書において、文字のフォントやサイズなどは事業者にお任せいただいてもよろしいでしょうか。	提案書においては、文字のサイズは、10.5ポイント以上としてください。但し図表等については文字サイズは特に制限しませんが、書面にて読解可能なサイズとしてください。フォントについては特に指定しません。
10	23	第5章	3		事前審査の結果通知及びプレゼンテーションの実施	「プレゼンテーションの実施」における、当日の会場レイアウトをご教示いただいてもよろしいでしょうか。	入札参加資格審査結果の通知に合わせてプレゼンテーション実施要領を示します。その中に会場レイアウトを含めることとします。
11	27	第7章	2	(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震災その他の自然災害、又は騒乱、暴動、その他人為的な現象のうち、予測の範囲を超えるものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
12	32	添付資料	1		交付金リスク	27頁「(2)財政上及び金融上の支援」に「事業者は、本組合が行う交付金又は起債申請等に係る手続等に対して必要な協力をを行うこと」と記載がありますが、要求水準書を満足していれば、貴組合が行う交付金又は起債申請等に係る手続等においては、事業者は貴組合の支援を行う立場であると認識しており、不交付のリスクを分担することはないと理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表に記載のとおり、事業者の事由による交付金の不交付（交付金の減少も含む）に関する場合は、事業者側にも交付金リスクがあると考えます。
13	38	添付資料	3		別図1 入札書等の提出用封筒作成要領	「中封筒には、入札書（様式第13号）を入れて封かんすること。」 「外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第13号別紙1、別紙2、別紙3）を入れて封かんすること。」とありますが、文中の様式第13号は、様式第15号と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、様式15号と読み替えてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	事務局回答
1	11	第1章	第7節	7.2	リサイクルプラザ 処理能力	令和12年4月以降に製品プラスチックの分別開始を想定されていますが、「プラスチック製容器包装処理 (13 t/5 h)」に製品プラスチックの処理量も含まれているものとして事業費を積算してよろしいでしょうか。	製品プラスチックの処理量も含まれているものとして事業費を積算してください。
2	11	第1章	第7節	7.2	リサイクルプラザ 処理能力	製品プラスチックの分別開始に伴い、「プラスチック製容器包装処理 (13 t/5 h)」ラインの搬入量が想定よりも多く、設備稼働時間の増加や残業対応といった事態が発生した場合には、費用精算について別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	処理量の大幅な変動があった場合には、協議するものとします。
3	20	第1章	第7節	7.5.11(2)	表 大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準	本表は「スラグ溶出量基準」として明記されています。「7.5.8 飛灰処理物溶出基準」には「大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準に適合すること」とありますが、当該受入基準は本表に準拠すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。 なお、21頁、7.5.16未処理飛灰及び洗煙汚泥処理物の場外排出基準においても当該表に準拠することとさせていただきます。
4	23	第1章	第7節	7.6.1	電気	(1)特別高圧電力1回線と(2)低圧電力4回線の記載があります。事業費算出の参考とするため、これら5回線分の契約種別と基本料金(税込)、電力量料金(税込)が記載されている至近1年分の請求書をご提示いただいてもよろしいでしょうか。	別紙を参照ください。 なお、請求書ではなく、請求書に記載されている情報を表にまとめて提示します。
5	23	第1章	第7節	7.6.2	通信	光回線4回線の記載があります。事業費算出の参考とするため、これら4回線分の契約種別と基本料金(税込)、従量料金(税込)が記載されている至近1年分の請求書をご提示いただいてもよろしいでしょうか。	別紙を参照ください。 なお、請求書ではなく、請求書に記載されている情報を表にまとめて提示します。
6	23	第1章	第7節	7.6.3	用水	上水75φの記載があります。事業費算出の参考とするため、契約毎の契約種別と基本料金(税込)、従量料金(税込)が記載されている至近1年分の請求書をご提示いただいてもよろしいでしょうか。	別紙を参照ください。 なお、請求書ではなく、請求書に記載されている情報を表にまとめて提示します。
7	23	第1章	第7節	7.6.4	ガス	都市ガスの記載があります。事業費算出の参考とするため、契約毎の契約種別と基本料金(税込)、従量料金(税込)が記載されている至近1年分の請求書をご提示いただいてもよろしいでしょうか。 また、灰溶融停止に伴い、契約種別が変更になることが想定されます。つきましては、灰溶融停止後の契約種別と基本料金・従量料金の想定がございましたらご教示いただいてもよろしいでしょうか。	別紙を参照ください。 なお、請求書ではなく、請求書に記載されている情報を表にまとめて提示します。 また、灰溶融停止後の契約種別と基本料金・従量料金については、現在確認中のため、後日回答します。
8	25	第1章	第7節	7.8.2	(3)	現状の缶類やプラスチック製容器包装の収集品のうち、異材質やサイズ超過、禁忌品といった規定外品の内訳と構成比率が分かれば、ご教示いただいてもよろしいでしょうか。	缶類やプラスチック製容器包装の収集品の内、規定外品の内訳は、ビンやペットボトル、紙、生ごみなどリサイクルマークの無い対象品以外の素材のごみが見受けられます。サイズ超過は、未確認ですが、禁忌品等としては、「カミソリ、ライター、リチウムイオン電池及びそれを内蔵する製品、注射器・電池類」などが確認されています。 令和5年度実績における規定外品の構成比率につきましては、缶類は7.6%、容器包装プラスチックは6.4%となっております。なお、あくまで参考値であり事業期間中の規定外品と構成比率を保証するものではありません。
9	37	第1章	第12節	12.1	設計条件	製品プラスチックとプラスチック製容器包装の混合に際して、製品プラスチックの搬入量やサイズ、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合割合や見掛比重などの想定値があれば、ご教示いただいてもよろしいでしょうか。 また、ご提示いただく混合ごみの成分により、既設仕様から大きく逸脱する場合には、ご協議させていただいてもよろしいでしょうか。	容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合比率は10:3程度を想定していますが、見掛比重については想定できていません。 後段についてはお見込みのとおりで支障ありません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	事務局回答
10	37	第1章	第12節	12.2	工事条件	全停電期間中は、発電機を配置して電源を確保しますが、極力操業や工事に電源が供給できるようにするために、啓発施設の施設利用や見学者の受入は停止していただいてもよろしいでしょうか。	全停電が必要な期間にもよるものと考えられます。 啓発施設の受け入れ停止期間が、1日、2日程度であれば啓発施設との協議が可能であると考えますが、それ以上の長期に渡る啓発施設の施設利用や見学者の受け入れを停止することは考えておりません。管理棟には、当組合が常駐しているため、電源の確保が必要です。
11	37	第1章	第12節	12.3	(3)	仮設事務所について、組合様及び施工監理業者の事務所は設置不要と理解してよろしいでしょうか。	工事監理のための当組合職員向けの事務所の設置は不要ですが、貴事業者において用意される施工監理者用の管理事務所は判断に委ねます。
12	38	第1章	第12節	12.4	(2)①	催事への影響抑制対策を検討するために、多目的広場でご計画されている催事をご教示いただいてもよろしいでしょうか。	サッカー、ラクビー、フリーマーケット、天体観望会（夜間）などです。詳細は啓発施設（ゆめほたる）のHP（以下のリンク）を参照してください。 お知らせ及びイベントセミナー： <a href="https://www.kunisakicc.jp/yumehotaru/news/">https://www.kunisakicc.jp/yumehotaru/news/</a> 貸出状況： <a href="https://www.kunisakicc.jp/yumehotaru/lend/state/">https://www.kunisakicc.jp/yumehotaru/lend/state/</a>
13	41	第1章	第13節	13.1	(1)	リサイクルプラザにおいては、処理対象物のラインごとに試運転、性能試験を実施すると理解してよろしいでしょうか。	処理対象物の中間処理ラインごとに試運転、性能試験を実施することは認めますが、作業負荷の集中状況や共通設備等の試運転、性能確認を要する場合を除きます。
14	46	第1章	表	4	焼却主灰	焼却主灰を乾灰の状態ですべてサンプリングするために、主灰シュートにサンプリング口を設けて、採取する計画です。詳細方法については、実施設計または承諾図書提出の際にご協議させていただいてもよろしいでしょうか。	実施設計時の協議事項とします。
15	47	第1章	表	5,6	騒音／振動	測定場所は、現包括契約で実施している箇所と同じとさせていただいてもよろしいでしょうか。	現包括と同じ箇所が最良である根拠を提示いただいた上で、協議としますが、基幹改良工事直後の影響確認を目的とした測定においては、慎重に対応すべきものと考えます。
16	47	第1章	表	8	水質	排水処理設備の工事は、部分更新であり既設流用機器も多数あることから、性能試験の管理基準については、目標値とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
17	48	第1章	表	2	破袋率・除袋率	除袋率について、22頁は98%、48頁は96%と記載されています。154頁の記載の破袋除袋効率を考慮すると、除袋率は98%と理解してよろしいでしょうか。	除袋率は98%を正としてください。
18	53	第1章	第17節	17.4	補助金交付申請書、補助金事業実績報告書等の作成協力	事業者が負担すべき手数料を要する申請書等をご教示いただいてもよろしいでしょうか。	組合が依頼する範囲においては、発生しないものと考えております。
19	55	第1章	第17節	17.8	その他	(1)施設案内パンフレットと(2)見学者用DVDについて、想定の内入部数をご教示いただいてもよろしいでしょうか。	(1)施設パンフレット 10000部 (2)見学者用DVD 5部
20	57	第1章	第18節	18.2	設計・施工監理	ボイラー・タービン主任技術者の配置について、57頁では事業者、174頁1.2(1)では組合様所掌となっています。組合様にて配置いただく方に、両事業を監理いただくと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、工事期間中におけるBT主任技術者の配置については事業者側でお願いします。包括管理運営におけるBT主任技術者の配置については当組合で負担します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	事務局回答
21	177	第6章	第3節	3.3	計画処理量	リサイクルプラザにおける各搬入物について、包括管理運営期間（令和8年度から令和23年度まで）の各年度の計画処理量をご提示いただいてもよろしいでしょうか。	R5年度搬入量を下記に示します。下記の処理量を包括運営期間の計画処理量としてください。ただし、令和12年度より開始する製品プラスチックとプラスチック容器包装の混合処理量は想定しておりません。 ○剪定枝：1,226.46t ○大型ごみ：2,612.38t ○不燃ごみ：1,104.70t ○プラスチック製容器包装：1,660.47t ○缶類：295.52t ○ペットボトル：505.16t ○ビン類：1,133.29t ○紙・布類：22.18t ○乾電池：36.25t ○蛍光灯：12.15t
22	178	第6章	第3節	3.5	適正運転	「環境保全基本協定書（兵庫県川西市国崎自治会、広域ごみ処理施設国崎地区対策委員会）」、「環境保全基本協定書（兵庫県川西市黒川・新滝地区自治会、大阪府豊能郡能勢町田尻下区、大阪府豊能郡能勢町野間出野区）」それぞれの協定書をご開示いただいてもよろしいでしょうか。	この質問回答において協定書そのものを開示することはできませんが、協定書で定める基準については以下のとおりです。 ●排出基準（煙突出口にて乾きガス基準02 12%換算値） ・ばいじん：0.01g/Nm3以下 ・塩化水素：10ppm以下 ・硫黄化合物：10ppm以下 ・窒素化合物：20ppm以下 ・ダイオキシン類：0.01ng-TEQ/Nm3以下 ・一酸化炭素：30ppm(4時間平均値)以下 ・純水銀（HG）：0.05mg/Nm3以下 ・カドミウム（Cd）：0.05mg/Nm3以下 ・鉛（Pb）+銅（Cu）+クロム（Cr）+マンガン（Mn）：1.0mg/Nm3以下
23	179	第6章	第3節	3.8	搬出物の保管及び積込	灰溶融停止後の各搬出物について、現状通り積載量約8t（飛灰処理物は約10t）の車両で搬出されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、約8～10tと想定しています。
24	180	第6章	第3節	3.12	売電および買電の事務手続き	「売電量については150kWh/ごみt以上」とありますが、年間売電量を年間焼却処理量で除した数値が本記載の評価対象になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
25	185	第6章	第3節	有価物の品質確保	(1)	プラスチック製容器包装に製品プラスチックを混合させると、ごみ質が変化することが予想されます。そのため、混合ごみのペールの品質ランクの維持及び向上については、実施状況を踏まえ、ご協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
26	190	別表1	-I41	-	管理運営業務範囲（参考）	事業者の業務範囲として、「2 運転管理業務 ⑧売電及び売電の事務手続き」に「※4 太陽光発電設備を有するリサイクルプラザ棟を含む。」との注釈が現契約から追加されていますが、太陽光発電分は所内で消費しているため、太陽光発電に関する売電及び売電の事務手続き業務を対象外としていただいてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
27	190	別表1	-	-	管理運営業務範囲（参考）	「2 運転管理業務」の対象施設として、現契約から洗車場が追加されています。「①施設の運転（適性処理・適正運転）」として想定する事業者の業務範囲は、下記と理解してよろしいでしょうか。 ・計量棟でのコインの受け渡しおよび洗車場での回収 ・「洗車コイン申込書」の組合への受け渡し	左記にコインの補充を含みます。
28	193	別表2	-	-	灰溶融停止後の環境保全基準	「焼却灰（ダイオキシン類含有量基準のみ）」との記載がありますが、本基準は「焼却灰（主灰、大塊物）」に対し適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	事務局回答
29	193	別表2	-	-	灰溶融停止後の環境保全基準	「洗煙汚泥処理物」の搬出基準は、灰溶融施設の停止前後で変更がなく、別表2に記載の3項目（ダイオキシン類含有量、水銀含有量、形状）について測定を行うものとし、事業費を積算してよろしいでしょうか。また、事業期間中に搬出先に変更が生じ、測定項目が増える場合には、別途費用清算の協議を実施していただいてもよろしいでしょうか。	前段は大阪湾広域臨海環境整備センターの「ばいじん」受入基準を想定しております。後段はお見込みのとおりで支障ありません。
30	193	別表2	-	-	灰溶融停止後の環境保全基準	事業費の積算に必要な情報として、各項目の測定頻度を具体的にご教示いただいてもよろしいでしょうか。	関係法令を遵守した上で、測定の頻度については、年1回以上は測定してください。具体的な回数については、安定稼働を証明するための根拠となることをご理解いただいた上で、事業者の判断に委ます。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	事務局回答
1	第3号	[1/4~4/4]				構成員及び協力企業一覧表	「本施設の建築物の設計を行う者」～「本施設の包括管理運営業務を行う者（リサイクルプラザ）」を代表企業で行う場合、構成区分欄には何も記入せず、そのほかの項目へ必要事項を記入すると理解してよろしいでしょうか。	選択肢にはありませんが「代表企業」と表示してください。
2	第5号	[3/3]				本施設の包括管理運営業務を行う者（リサイクルプラザ）	「運転管理業務実績を元請（入札参加者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として2件以上有することを証明する書類」とありますが、入札説明書の12頁では受託件数に関する記載がありません。受託件数については1件以上有していれば良いものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
3	第8号					委任状(代理人)	委任事項において、「2 (5) 開札時の立会いについて」と記載がありますが、様式第18号における委任状では開札の立会いにおいて代理人を別途指定することが可能となっております。様式第8号で指定した代理人とは別の代理人を様式第18号において指定することができると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
4	第9号	4				「入札説明書第3章3(2)ウ(ア)②」に規定する包括管理運営業務実績(焼却施設)	本様式のうち運転管理と記載のある個所は焼却施設の運転・維持管理(補修等)・用役管理など施設の包括管理運営業務の設置者、期間、内容・範囲を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
5	第9号	5				「入札説明書第3章3(2)ウ(イ)②」に規定する包括管理運営業務実績(リサイクルプラザ)	本様式のうち運転管理と記載のある内容はリサイクル施設の運転・維持管理(補修等)・用役管理など施設の包括管理運営業務の設置者、期間、内容・範囲を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
6	第9号	6				入札説明書 第3章3(2)ウ(ア)③に規定する配置予定者の資格及び業務経験	配置予定者については、あくまでも予定で実運営開始時点で本様式、並びに入札説明書に示す要件を満たす者に変更することはできませんでしょうか。上記不可の場合、複数名挙げさせていただいてもよろしいでしょうか。	組合がやむをえないと判断する場合には認めます。
7	第15号		別紙1	サービス対価A		サービス対価A計	「※網掛け部(黄色)に、該当する金額を記載すること」とありますが、サービス対価A計の数式(合計計算)が、①(出来高相当分)+②(割賦支払部分)となっています。②(割賦支払部分)の合計額はExcel上、表示されないため、数式を①(出来高相当分+割賦支払部分)に変更してもよろしいでしょうか。	K14(サービス対価A合計)は、K13(割賦支払部分計)とK9(①出来高相当分)の合計にしてください。
8	第16号	5-2	別紙1			事業収支計画	様式第16号-5-1(別紙1)と同様に特別目的会社(SPC)を設立する場合を想定した様式と史料します。特別目的会社を設立しない場合、本様式の作成は困難ですので、提出不要と理解してよろしいでしょうか。	SPCを設置しない場合は【■SPCの損益計算書】を【■損益計算書】と読み替えて作成、提出してください。【■SPCのキャッシュフロー表】【■残高・評価指標】については提出不要です。
9	第16号	5-2	別紙2			費用明細書(サービス対価B(固定費用))	本様式の35行目から49行目にかけてサービス対価Cの入力欄がございますが、薬剤など変動費にかかる内容の記載となると史料されます。現在は固定費の記載がされていると考えられ、サービス対価Cにかかる費用は様式第16号-5-2(別紙4)に集約して記載すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありませんが、別途、詳細な算定根拠の提出を求めます。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	事務局回答
10	第16号	5-2	別紙2	※3		費用明細書 (サービス対価 B (固定費 用))	「本様式を印刷する場合には、AB列の合計欄は印刷範囲外とし、紙面に表示させないよう留意すること。」とありますが、V列の合計欄と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
11	第16号	5-2	別紙3	※3		費用明細書 (サービス対価 B (補修費 用))	「本様式を印刷する場合には、AB列の合計欄は印刷範囲外とし、紙面に表示させないよう留意すること。」とありますが、U列の合計欄と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
12	第16号	5-2	別紙4			費用明細書 (サービス対価 C (変動費用) に関する提案単 価)	焼却施設・リサイクル施設で区分できない費目は焼却施設の欄に集約して記載してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
13	第16号	5-2	別紙5			費用明細書 (サービス対価 C)	焼却施設およびリサイクルプラザそれぞれの計画処理量をご教示いただいてもよろしいでしょうか。	焼却施設は要求水準書に記載のとおりとします。 リサイクルプラザの計画処理量は8500t/年としてください。 *「要求水準書に対する質問 No. 21」に記載しているR5年度のリサイクル施設の処理量の合計であり、令和12年度より開始する製品プラスチックとプラスチック容器包装の混合処理量は想定しておりません。

7 事業契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	事務局回答
1	31	別紙3-1			契約設計図書	(7)計装系統図とは、別紙3-2 1.プラント工事関係(5)設計図書に記載されている「④計装制御系統図」であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
2	32	別紙3-2	2	(1)①	仮設計画図	仮設計画図は建築工事関係だけでなく、プラント工事を含む全体の仮設計画図をお示しすると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
3	36	別紙5-1			工事着工前の提出書類	国土交通省が発行する、監理技術者制度運用マニュアル「二-三監理技術者等の職務⑧」に記載がある通り、現場代理人と監理技術者は兼務できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
4	44	別紙10	3	(2) (ア)	対象となる費用及び基準となる指標	「当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本組合が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。」とあります。提案する指標は提案書に記載するのではなく、落札者決定後にご提示するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
5	45	別紙10	3	(2)(ア) (イ)	(7)対象となる費用及び基準となる指標  (イ)改定の条件	電力基本料金についてですが、(ア)サービス対価Cの表に改定対象となる費用「光熱水費(電力等の基本料金を除く)」と記載されています。一方で(イ)の文中には「ただし、電力基本料金及び電気使用料金の変更に伴うサービス対価B、Cの改定時期は、本組合と事業者との協議により別途定めることができる。」と記載されており、基本料金についても貴組合と事業者との協議により別途定めることができると理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
6	45	別紙10	3	(2)(イ)	改定の条件	「ただし、電力基本料金及び電気使用料金の変更に伴うサービス対価B、Cの改定時期は、本組合と事業者との協議により別途定めることができる。」と記載されていますが、水道基本料金及び水道使用料金についても貴組合と事業者との協議により別途定めることができると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで支障ありません。
7	45	別紙10	3	(2)(イ)	改訂の条件	初回改定の比較対象は「令和7年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)とする。」と記載がありますが、比較対象が基準値と理解してよろしいでしょうか。 その場合、初回の改定は「令和7年7月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)」と記載があるため、基準値の年月の方が最新の指標を反映している状況となっております。比較対象時期について見直しをしていただいてもよろしいでしょうか。	初回改定については次のとおりとします。 「初回の改定は、令和8年7月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)に基づき、令和8年12月末までに見直しを行い、令和9年度のサービス対価B、Cを確定する(比較対象は令和7年7月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)とする。)。改定されたサービス対価B、Cは、令和9年度の第1支払期の支払から反映させる。」
8	45	別紙10	3	(2)(ウ)ア 注1)	算定式	「(1)物価変動等の指標」に示すと記載されていますが、「(2)(ア)対象となる費用及び基準となる指標」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり読み替えてください。
9	46	別紙10	5		サービス対価の支払スケジュール	「事業者提案による」とあります。サービス対価Aについては、「別紙10 1 基幹的設備改良事業に係るサービス対価Aの支払」にサービス対価B、Cについては「別紙 2 包括管理運営業務に係るサービス対価B、Cの支払」に記載がありますが、それぞれの内容が適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりお考え下さい。